

室町・戦国期の京都における酒

― 山科家による「大津」酒の入手を中心に ―

酒 句 由 紀 子

はじめに

室町・戦国期の京都社会で飲用、または贈答などに用いられていた酒についての研究は、小野晃嗣氏による「中世酒造業の発達」(一九三六年)¹⁾が嚆矢といえる。小野氏は、この論文において北野社の史料を用い、応永年間の京都に酒屋が三百軒以上も存在したことを明らかにされた。この成果は、現在の研究においても参照されている。

他方、小野氏は、京都に京都外の地域で造られた酒が入ってきていたことにも注目されている。特に同氏は、足利義政が当時に名酒といわれていた天野酒を河内国守護畠山氏から進上させていたことや、足利義尚が奈良酒こそ最も良い酒と評価していたこと等を取りあげている。

ところで、義政・義尚期の複数の古記録からは、諸国の酒に京都の人々が関心をもっていた様子をみてとることができる。例えば、『蔭涼軒日録』の文正元年(一四六六)二月一日条には、「筑前国練貫酒小樽纔有^レ之時、座上有^二来客八九人^一、仍勸^レ之、皆曰、久聞^二其名^一、今嘗此味、不^レ勝^二絶嘆^一也、似^二奈良并天野名酒之風味^一云々」(傍線筆者)と、来客らが筑前国の「練貫」酒を味見したところ、傍線部のように、奈良酒や天野酒と味が似ていると評価したという。ここからは、義政や義尚が好んでいた、かの天野酒や奈良酒を飲んだ経験があり、しかも遠国の酒の情報をもっているような、酒に通じた人々が多く存在していたことをうかがい知れる。

他に、内裏の女官の記録である『御湯殿上日記』には、

將軍や公家らが天皇へ献上した酒のうち、京都以外の地を意味する「ゐ中」の酒を用いていた例が散見される。もちろん、当該期の公家の日記からも京都外の諸地域の酒に関する記事をいくつも確認できる。つまり、その時期の京都は、諸地域から酒が流入していたことになる。

こうした室町・戦国期に京都外の諸地域から酒が京都へ入ってきていたことについては、小野氏以降の複数の研究においても触れられている。ただし、そうした従前の研究は、諸地域の酒がどのような方法で京都へ流入していたのか、当該期の京都に諸地域の酒が必要だった理由は何か、という当然あげられるべき問いについて関心を示してこなかった。

では、右のような京都外の諸地域で造られた酒の流通に関して、研究が進まなかった理由は何だろうか。それは、小野氏によって、酒の小売業者であったとされる「請酒屋」が中世京都に存在したと論じられたことに拠ると考えられる。^②すなわち、「請酒屋」の存在は、諸地域の酒の流通構造を説明できるものと捉えられてきたのではないだろうか。

ここで注意すべきは、小野氏の「請酒屋」に関する考察

が近世史料にみえる「請酒屋」を補助史料に据えて論じたものだということである。すなわち、同氏の論では中世の「請酒屋」の実体が、よくわからないままなのである。にもかかわらずこの論は、二〇〇一年段階で早島大祐氏が踏まえて「請酒屋が他国産酒を買い取り、「町々所々」で販売したと推測される」と、考察を展開されているのである。^③しかも、この早島氏の見解は、史料から確認できる「請酒屋」の具体的な事例をもとにした考察ではなく、あくまでも小野氏の考察を論拠としているものである。要は、京都以外の地で造られた酒の流通に関する研究が、一九三六年の小野氏の研究から現在まで、何も進展していなかったのである。

さらに、右の先行研究で問題なのは、小野氏や早島氏が取りあげた中世史料に、「請酒屋」の文言が確かに認められるものの、永正年間の足利義植期のものである。^④つまり、右の研究が用いた史料は、京都社会において京都外の地域で造られた酒がいくつも確認できる義政・義尚期の酒の流通の様相を検証する事例として相応しいものといえないのである。よって、まず、義政・義尚期の酒の流通について同時期の史料を用いて検討すべきであり、そこに誰

が関与していたか否かによって、改めて検討方法を探り、研究を進めていくべきであろう。

したがって、本稿は、京都外の地で造られた酒がどのようにに流通していたのか、そして、そうした酒を入手する必要性が生じた理由は何だったのかという問題を明らかにすべく、義政・義尚期以降の古記録を用いて検討を行う。特に、公家の山科家は、当該期に当主の日記のほか、家司の日記も残っているため、検討素材に適しているといえる。このことから、山科家による京都外の地で造られた酒の入手方法に注目して検討を行う。

第一章 山科家と「大津」の酒

(1) 大沢久守による「大津」酒の購入

まず、前提として押さえておきたいのは、先述したように、当該期の京都社会において京都外の地で造られた酒が流行していたということである。

山科家でも、当主の山科言国が奈良酒を用いている記事がある。例えば、『言国卿記』の文明一〇年（一四七八）八月一七日程には、「暮程二広橋へ予ヲ可来由也、則行、

ナラ酒ヲ給也、」と、言国が広橋局を訪問した際に、奈良酒を手土産にしたことがわかる。

他に、家司の大沢久守とその甥である重胤によって書かれた『山科家礼記』にも、京都外の地で造られた酒についての記事がある。例として、同日記のうち『大沢重胤記』の応仁二年（一四六八）五月一日条には、

予今日彦兵衛殿・慈鏡・将監・長拾坊・衛門入道・弥五郎湯付仕也、酒（奈良酒）ならさけふるまう也

とあり、重胤が山科家の奉公人らへ「ならさけ」を振舞ったことがわかる。これがどのような場面だったかといえ、応仁・文明の乱中に山科家が近江国坂本へ避難し、京都と往復する生活をしていった時のことである。^⑤

また、『山科家礼記』のうち、大沢久守による記録にあたる文明九年（一四七七）十一月一八日程には、「豊将監状在^レ之、山崎酒」とあり、「山崎酒」が豊原将監からの書状とともに届いたことが記されている。久守がわざわざ「山崎酒」と記していることからして、彼もまた地名のついた酒に関心を持っていたことをみてとれる。

つまり、応仁・文明の乱前後の山科家は、当主の言国をはじめ、家司以下の奉公人らも京都外の地域で造られた酒

に関心があつたといえる。本稿で注目する「大津」酒は、こうした状況のなかで、『言国卿記』や、『山科家礼記』に頻出するようになるのである。

では、山科家において「大津」酒の初見がどのような場面なのかをみてみよう。次の記事は、『山科家礼記』文明九年（一四七七）十一月一三日条の一部である。

自三坂本一東庄入部、七郷よりむかいあるへきよしを
したい申とて、大宅人はかり少々七郷人もぬけく二
むかい二出来候也、大津にて酒まいらせ之、郷中人々
為札各々出来之、政所へ予ミやけ極壺・こふ・百疋、
これへ出来之方々の中二極之あるなく、大津さかやた
る壺・あらまき壺、おとハの新多もん、柳一か・あら
まき一、西山進藤三十疋、地下のおとなさけくれ候也、
人々出来候へ共、物もち来候、人はかりかき候也

（傍線・波線・点線筆者）

これは、大沢久守が応仁・文明の乱の終結した翌日に、山科家の根本莊園である山科東莊と、同莊を含む山科郷へ乱終息の知らせと労いのために同地へ向かった記事である。ここで、久守のほか、郷内の人々が酒や食べ物等を持ち寄っていることから、宴会を催したと想定される。

特筆したいのは、傍線部に久守が大津で酒を入手したと確認できることである。また、その酒は山科東莊の政所のところに届けられたのだが、波線部をみると「大津さかやたる壺」と言い換えられており、大津の酒屋で購入したものであったとわかる。一方、点線部をみると、地下のおとな衆も酒を持ち寄っていたことがわかるものの、酒の名称については無記載となっているのである。

そもそも、大津の酒屋の酒は、山科家はもちろん、他の公家の日記においても、乱前までほとんどみかけることのなかったものである。ゆえに、この酒は、京都社会においてあまり知られていなかった酒だったと考えられる。と、すれば、先掲した記事は、山科家の者が初めて大津の酒を購入したことを示すものだった可能性がある。このことからしても、この記事で久守は、自らの持参した酒が大津で購入した、他と異なる酒であったことを強調したのではないだろうか。

では、その後の『山科家礼記』に大津の酒屋の酒はどのようにに登場するのだろうか。『山科家礼記』は、文明九年の次に文明一二年（一四八〇）年が残っている。実は、この文明一二年にも、久守が大津の酒屋の酒を購入している

場面が確認できる。

予坂本寺家殿参、物念之由申レ之間罷向也、仍大津たる一か三〇〇文・かさめ十はい、寺家殿女中へ茶十袋・

栗一籠、宮内卿へ茶十袋、(中略) ゆつけ夕飯寺家殿にて (波線筆者)

右は同年四月二五日条である。ここにみえる「寺家殿」とは、応仁・文明の乱中より山科家の人々が交流していた延暦寺執当坊のことである。右の記事は、その執当坊から「物騒だ」という連絡があつたので、久守が様子を確認するために坂本を訪問した時のものである。この時に久守は、手土産の一つとして「大津(標)たる一か(前)」を三百文で購入して持参しているのである。ここで、久守が贈答用の酒として定番であつた京都の柳酒ではなく、近江国在住の人々への手土産にもかかわらず、わざわざ近江国の「大津たる」を用意したのである。ここで確かめられたように、久守が大津の酒屋の酒を再び購入し、しかも、手土産として用いたことは、注意すべき点である。

(2) 「大津」を購入する方法

その後、『山科家礼記』の残存分は、長享二年(一四八八)

まで間があく。では、大沢久守は、長享年間に入っても大津の酒屋の酒を購入していたのだろうか。ここで「表1」をみてみたい。表の記事欄からは、この頃になると、久守が大津の酒屋の酒樽一つのことを「大津極一」と表現していることがみてとれる。つまり、久守は、大津の酒屋の酒を「大津」と呼称していたのである。この表は、『山科家礼記』の長享二年から明応元年(一四九二)までの記事のうち、久守が「大津」を山科家で使用するものとして、もしくは山科言国や久守が個人的な理由で使用するものとして入手した記事をまとめたものである。

まずは、久守が「大津」を入手するにあたって、そこに関わっていた人物に注目したい。表のなかで「大津」の購入や運搬に関与していた者として目立つのは、①⑪⑬⑮⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の五十嵐とは、菅原正子氏の研究によれば五十嵐弥五郎といい、山科家の根本莊園である山科東莊のなかの大宅里のおとな衆の一人であつたことが明らかにされている。⁷⁾また、志賀節子氏の研究によれば、五十嵐は久守の筆頭被官であつた上、領主の山科家からも家人と認識されていたことが明らかにされている者である。⁸⁾とすれば、表の⑪⑬⑮⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

「表1」『山科家礼記』にみえる「大津」の酒樽を取り寄せた記事

No.	年月日	記 事	「大津」値段	目 的
①	長享2年4月19日	大津極一カリ、代三百文カリ、六文子、五十嵐ヒケイ (納入の記事なし)		(使途不明)
②	長享2年1月7日	ちま(粽)の米二十疋二てかう、大津たる一めしよせ候也		飯尾為修への正月挨拶用
③	長享2年5月3日	大津たる二、明日用人夫上候也		翌日に大塚氏への御礼用として
④	長享2年5月12日	自東庄大津極一上候、御供二前上也		翌日の長講堂陪膳に言国が一樽持参
⑤	長享2年6月1日	大宅より大津極二、人夫一人上候也		毎月一日の年貢とともに納入
⑥	長享2年6月3日	明日さうめん二百文・ミそ五十文・大津たる一召寄候也		翌日の五七日御経供養
⑦	長享2年7月6日	自東庄ゑはし子各出来候也、(中略) 然間、我々酒計出之、大津極一、飯分ハ彦兵衛		山科家節供用
⑧	長享2年7月11日	本所御いわる、御さかな、はむ、かうのもの、ちまき、うり、大津極一入候、米屋水むけの米出之		山科東莊の烏帽子儀
⑨	長享2年7月12日	自東庄小野竹公事錢五百文、三百文ハ大津極代引之、以上八百文、先日二十疋、当年ハ百疋出之、しふかき上、冊文かう、則つき候也		山科家盆供
⑩	長享2年7月22日	自東莊米二駄上候也、大津極一・冬苴二五十嵐方上候、四宮伊賀入道子僧同道		(使途不明)
⑪	長享2年8月14日	自東莊大津極二、代三百廿文。二郎九郎方より、又三郎兵衛米一斗ニテ餅數百廿三也、上候也	一樽一六〇文	(使途不明)
⑫	長享2年8月17日	(納入の記事なし)		翌日に坂本の大塚氏へ一樽贈答
⑬	長享2年9月6日	大津極一上候、政所より宗鏡所料也、今日上候也		斯波義敏へ大津極一荷、酒の肴を贈る
⑭	長享3年1月17日	(納入の記事なし)		翌日斯波義敏の許へ持参用か
⑮	長享3年2月9日	大行事御供四膳、毎月二膳上候也、大津たる一、代五十嵐さん用候也		言国が町広光とともに長講堂へ参詣。手土産に大津極一荷
⑯	長享3年3月2日	本所今朝伏見へ般舟三昧院の御経供養着座二御参候、(中略) 大宅里より飯持候也、ヒヤシル・御マワリ三、酒、大津極一、人夫二人、二郎九郎上候也		翌日の節供用
⑰	長享3年4月28日			言国が参加した般舟三昧院の御経供養における昼食用に用意したもの。振る舞い

(太字は筆者による。へ内は細字)

③7	延徳4年7月6日	由候也	一樽一六〇文	言国、翌日の禁裏七夕御楽会に持参予定だったか。翌日、言国は御楽会を欠席
③6	延徳4年6月30日	自東庄上候色々、大津極一、代ハ御地子ニテ(百六十文也)可申之	一樽一六〇文	言国、翌日の禁裏七夕御楽会に持参予定
③5	延徳4年6月1日	東庄ヨリ大津極一上、代ハ此方ヨリ下、百六十文也	一樽一六〇文	山科家の朝日祝い
③4	延徳4年5月4日	大津極一上、代百六十文、代山手ニテ下行候也	一樽一五五文	山科家の朝日祝い
③3	延徳4年4月29日	五十嵐、大津極一上候、代百五十五文	一樽一五〇文	(使途不明)
③2	延徳4年4月15日	自東庄ヨリ大津極一上候、これハ此方より代下	(使途不明)	(使途不明)
③1	延徳4年4月7日	自東庄五十嵐前上候、大津極二代三百十文也	一樽一五五文	言国、翌日の般舟院での天皇逆修御懺法に参仕のため、手土産か
③0	延徳4年2月21日	五十嵐方ヨリ大津極一上候	(使途不明)	(使途不明)
②9	延徳3年12月30日	大津極五上候、代ハ二郎九郎出之	一樽一六〇文	山科家正月用か
②8	延徳3年11月7日	自東庄大津極二上候、代三百廿文	(使途不明)	(使途不明)
②7	延徳3年8月15日	自東庄上候大津極一、代ハ下	一樽一六〇文	山科家節供用か
②6	延徳3年7月7日	自東庄二郎九郎方ヨリ大津極一上候、代百六十文也	一樽一五五文	(使途不明)
②5	延徳3年5月30日	自東庄二郎九郎神仏ホシイ一袋・御供四袋五十嵐より上候、大津極一、代百五十五文	(使途不明)	(使途不明)
②4	延徳3年2月12日	(納入の記事なし)	一樽一四〇文	言国、明日の天皇の仏事のため、般舟三昧院へ。手土産に大津極一荷
②3	延徳1年12月10日	大津極一上候、代百四十文	(使途不明)	(使途不明)
②2	長享3年7月3日	(納入の記事なし)	言国、斯波義敏邸の花会へ行く。手土産に大津極一荷	(使途不明)
②1	長享3年6月26日	今度大宅ニテカル色々、四貫文三分四斗五升泉蔵、三百文大たく寺、大津タル四ツ度々上候	大津極一	言国、等持寺法華八講に参列。手土産に大津極一
②0	長享3年6月22日	御八講着座二本所御参、(中略)野村一人上候、御供彦兵衛尉、御タル一大津也、代無下行候也、米一貫文分四斗五升泉蔵坊カル	時の手土産用か	言国、等持寺法華八講に参列。手土産に大津極一
①9	長享3年5月8日	今タ五十嵐方・四郎兵衛、人夫二人、大津極二、代此方下行、チマキ百文、からなつとう十六文、ほしい、持候也	翌日、言国が比叡山黒谷へ向かう。この時の手土産用か	言国、等持寺法華八講に参列。手土産に大津極一
①8	長享3年5月3日	しゃうふ三十三文、ねしやうふ三文、ちまきのさ、(米下用二一斗)四十八文(四十ハ)、はむ二すち四十文、さけ、大つたる一代百五十文、五日用	一樽一五〇文	山科家節供用

にみえる「五十嵐方」というのは、五十嵐本人というより、五十嵐が山科東荘に居住する配下の者を使って、京都の久守の許へ「大津」を運搬させたものと解釈すべきであろう。

他、五十嵐と同様の行為を見せる者として「二郎九郎」も散見される。この者は、志賀氏の研究によれば、当時に山科東荘の政所を務めていた上田二郎右衛門尉であるとい⁹⁾う。そして、代々の政所は「二郎九郎」を名乗っていたことと、上田もまた久守の被官であったことが解明されている。この上田にも、「五十嵐」と同様に配下の者が存在したと見受けられ、「二郎九郎方」(表の⑫ ②⑥)という表現がみえる。よって、上田もまた、同荘内の配下の者を使って「大津」を久守のもとへ運搬させていた場合もあったと考えられる。

これらの事例を踏まえると、表の記事で「大津」の運搬に関与していた「東荘」(表の⑤ ⑧ ⑩ ⑪ ⑫ ②⑤ ②⑥ ②⑦ ②⑧ ③② ③⑥ ③⑦)や、「大宅」(表の⑥ ⑪ ②①)とは、山科東荘に居住する五十嵐や上田が同地に居住する自らの配下の者を差配し、「大津」を京都の久守の許まで届けさせていたことを指していると看取すべきだろう。

さて、現存する『山科家礼記』の記事は、明応元年(一

四九二)末が最後となる。そして、大沢久守は明応七年(一四九八)十一月一日に没する。先述したように、久守が久守被官である五十嵐や上田を通して「大津」を購入する方法は、彼らの主人たる久守がいなくては成立しないと考えられる。はたして、久守没後の山科家において「大津」の入手はどのようになされていたのだろうか。ここで、久守の主人で山科家当主の山科言国の日記である『言国卿記』をみてみたい。

とりわけ注目したい記事は、文亀元年(一五〇一)七月一四日条の「東庄ヨリミナ籠五ナスヒ上、如二先儀一、目出々々、地子ニ樽召上了。大津也」(傍線筆者)である。傍線部分をみると、この頃にはすでに、山科家が山科東荘の地子として、錢ではなく「大津」の酒樽を課していたという、驚くべき税制を機能させていたことが判明する。

なぜ、地子を「大津」で納める方法が構築できたのだろうか。これについて、再び「表上」をみてみたい。表の記事のなかで「大津」代の支払いに関する内容を拾っていくと、当初は①のように、大沢久守が「大津」代を五十嵐に借用している場合があったことを確認できる。しかも、「六文子」とまであることから、利子がついている借錢と

して契約していたことがみてとれる。また、①⑥や②⑨のように酒樽代を五十嵐や上田といった久守の被官である山科東莊のおとな衆に立て替えさせて支払っている例もある。

ここで着目したいのは、久守による「大津」代の支払い方法である。記事を通覧すると、「大津」の価格が書かれているものは、その用途が言国用、もしくは山科家用のものがほとんどであることに気づく。ただし、例外として、②⑨のように久守被官が支払っているものは、これに該当しないようである。

このことを踏まえて⑩の長享二年七月二二日条をみると「自「東庄」小野竹公事錢五百文、三百文ハ大津榎代引レ之、以上八百文」とあることから、山科東莊内の竹商売から納められた公事錢八百文が納められつつも、三百文は即刻に「大津榎代」として充てられたことを示していると理解できる。この行為は何を意味しているのだろうか。

右の行為について、「小野竹公事錢」に目を向けた。同公事錢は、菅原正子氏の研究によれば大沢久守の得分となっている商売役の一つだという。注意すべきは、久守の得分となっていた役錢の代官のほとんどは、久守被官らが務めていたものだという点である。ここから導き出され

るのは、久守被官が役錢を久守へ納める時に、その役錢で「大津」を購入して持参していたということになる。結果、記事には久守が「大津」代を引いた額の公事錢を受け取ったことが書かれているのである。

また、③⑤の延徳四年（一四九二）六月一日条には、「大津榎一上、代百六十文、代山手ニテ下行候也」とあり、久守が被官に「大津」を購入・運搬させた際、これも久守の得分である「山手」の地代で「大津」代を支払っていることを確かめられる。この記事の場合、山手の地代がそのまま「大津」代になっていたと解釈できる。

これらの事例を総合すると、久守被官が代官として久守へ納めた役錢について、久守の求めに応じて、錢ではなく「大津」を納めている場合もあったことが浮かびあがる。よって、山科東莊の地子を「大津」で納める税制は、突然に出来上がった仕組みではなかったことが想定できる。その前提とみなせる仕組みとは、久守の生前より、久守の求めに応じて現地代官らが納めるべく錢にて「大津」を購入して京都へ運搬していた方法だったといえる。つまり、久守被官と山科家との関係において、役錢の納入方法は、久守の没後も継承されていたということになる。

本章では、応仁・文明の乱後の京都において、京都外の地で造られた酒がどのように京都へ流入していたのかという問題に対し、山科家と大津の酒屋の酒との関係を事例に検討した。

その結果、山科家家司の大沢久守が山科家の根本荘園である山科東荘内の自らの被官に大津の酒屋まで酒を買いに行かせ、さらに京都へ搬入させていたことがわかった。その後、山科東荘からの役銭を「大津」酒で納入させる仕組みも構築されていたことが明らかになった。つまり、京都に京都外の地で造られた酒が流入する仕組みの一つとして、荘園制が存在したといえるのである。そうした、荘園制を基にした山科家による「大津」の入手方法に、「請酒屋」という酒の販売業者と考えられてきた商人の活動が確認できないことは明白である。

第二章 山科家が「大津」を用いるようになった

理由

(1) 「大津」の用途

前章では、山科家の家司である大沢久守が、応仁・文明

の乱終結の直後に「大津」を購入した事例をみた。このことを皮切に、久守は、山科東荘の人々を使って度々大津の酒屋から酒樽を購入するようになっていったと看取できた。では、山科家や久守は、どのような目的で「大津」を入手していたのだろうか。

右の問いを検討すべく、「表1」の目的欄をみていきたい。この欄は、久守が被官の五十嵐や上田、そして山科東荘の者に「大津」を運搬させた記事の前後から、「大津」の使用目的を判断して記したものである。例えば④では「大津」の樽二つと翌日用の人夫を山科東荘から入洛させている。このことについて、翌日の五月一三日条をみると、「長講堂陪膳御参候也、伏見女院御せうかう二御参也。大津たる一・食籠・あこや・からなつとう被_レ持候也。御寺ニテモ酒候也」とあることから、長講堂の仏事へ言国が持参した手土産のなかに「大津たる一」が含まれていたことがわかる。つまり、④の記事は、翌日の手土産用に山科東荘を通して「大津たる」を取り寄せつつ、手土産等を運ぶ人夫も呼び寄せたという内容だったことが判明する。

右のような方法で、「大津」を言国の個人用として、また山科家用として、もしくは大沢久守の個人用として、山

科東莊を通して購入した目的をまとめたのが「表1」の目的欄である。同欄をみると、目的の傾向として、贈答や手土産用と、山科家の行事用の二通りに分けることが可能である。

まず、山科家当主の山科言国が手土産として「大津」を用いた事例をみると、先掲した④のほか、⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺が該当する。「表1」の記事にみえる言国を指す「本所」を注視すると、彼は、特に仏事の参加が多いように見受けられる。このことからして、言国が持参した「大津」は、行事が終了した後の宴会用ということだろう。ここから言国は、それまで京都社会においてあまり知られていなかったとみられる「大津」を、宴会の場で紹介しながら振舞っていたのではないかと予想される。

その他、『山科家礼記』と『言国卿記』が残存していない時期について、『御湯殿上日記』をみると、文明十八年（一四八六）三月一七日条に、「山（科）しな二色、ゐ中（田舎）（樽）たる一まい（進）らせらるゝ、御しやうくわん（賞）（版）あり」とある。これは、山科言国から後土御門天皇へ「ゐ中たる」一つが献上されたということである。

この「ゐ中たる」とは、京都以外の地で造られた酒を指

すものであるとされる^⑩。先述したように、この時期の『御湯殿上日記』には、公家らや将軍家が天皇へ度々「ゐ中たる」の献上をしていたことが確かめられるものの、その「ゐ中たる」の産地について判別できないものが多い。しかし、これまでの内容を考慮すると、言国が献上した「ゐ中たる」とは、「大津」の酒樽以外に考えられないだろう。ちなみに、記事からは言国が献上した「ゐ中たる」について、天皇が楽しんだことをうかがえる。この事例から、日記に残っていない時期においても、久守は「大津」を取り寄せており、当主の言国がそれを贈答や手土産に使用していたことを想定できる。

次に、「表1」から山科家の行事用に「大津」を用いた事例をみると、⑦⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺が該当する。『山科家礼記』にみえる山科家の行事とは、元旦や、朔日の祝い、五月五日や七月七日といった節日に行う節供、そして盆などである。日記が残存していない年、月もあるものの、表からは、山科家の行事で用いる酒が「大津」に切り替えられていたとみていいだろう。

山科家の行事用に「大津」を用いたことは、久守の没後も継続していたようで、『言国卿記』文亀二年（一五〇二）

五月四日条に「明日之祝ノ用ニ地下ニテ大津樽申ニ付之一、一召寄畢」といった記事が確かめられる。

したがって、山科家や久守が「大津」を入手していた目的とは、「大津」を贈答や手土産用として、また、山科家の行事用として用いていたためであったといえる。

(2) 「大津」の購入を継続する理由

前節では、山科言国や大沢久守が「大津」の酒樽を手土産や贈答に使用しつつ、山科家の行事でも「大津」を使用するようになっていたことを確認した。ところで、当時の京都社会において、手土産や贈答に用いられることが多かった酒が「柳」酒であったことは、先行研究においてもすでに指摘されていることである。^⑪ また、その先行研究のなかで「柳」酒や柳酒屋の実態について検討した河内将芳氏は、「柳」が「その価格の高さと相まってすぐれて贈与的価値をもつ品として流通していた可能性は高いであろう」と評価されている。^⑫ こうした研究成果からもやはり、当時の京都社会において、手土産や贈答に「柳」を使うことは通例だったといえるだろう。

では、山科家は「柳」と「大津」をどのように使い分け

ていたのだろうか。これについて、「表2」をみてみたい。「表2」は、『山科家礼記』のなかで、「柳」を入手し贈答している記事を集めたものである。この場合において贈答を行う主体は、山科家、山科言国個人、大沢久守個人となる。『山科家礼記』の記事には、頻繁に「柳」を確認できるものの、実は、贈答を行う主体が山科家の者に限ると、意外に事例が少ないことに気づく。

この事例のなかでも「柳」の贈り先として頻出するのは、⑦⑫⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓にみえる公家の高倉家である。その高倉家とは、言国の妻の実家である。とりわけ、一月に事例が集中していることは、正月の挨拶として「柳」を贈ることが通例になっていたことを意味すると考えられる。

その他、「柳」を贈る先をみると、一回、ないし二回しか確認できないものがほとんどである。その理由を記事で追っていくと、お礼や祝いのほか、嘆願を示すメッセージを込めた贈答が多かったことをみてとれる。すなわち、それらの態度を示す際に相応しい酒は、「大津」ではなく、従来から高価な贈答品と認識されてきた「柳」だったと考えられる。

さて、「柳」が京都社会においてメッセージ性のある贈

「表2」 応仁・文明の乱後の山科家・大沢家による柳酒の利用

※ 〈 〉 内は細字。 ■ は判読不能。

①	文明12年1月5日	昨日兵衛へ御うちより上へ柳一か〈三百文〉、たこ一・こふ遣之、鷹一おこさる
②	文明12年4月16日	今夜藤宰相殿拝賀之間、本所御上洛、柳一荷・イカ一折・干鯛五枚遣之、予太刀一〈黒〉本所御出候也
③	文明13年3月12日	藤宰相殿御局へ鯉一・栗籠一・柳一荷、同物伊勢いはな殿局へも被遣候也、予甘露寺殿柳一か・鯉一・栗一・裏進上、今朝御汁候也、藤宰相殿へも本所より栗一籠被遣候也
④	文明13年5月9日	西林院柳一か・栗一益・こんにやく十五ちやう持行、ひやむき・大酒候也
⑤	文明13年7月6日	今朝妙藏寺へ以前礼三行、柳一荷、うり甘・こふ五ハ、対面酒候也、今夕彼坊主茶甘袋礼とて持来候也
⑥	文明18年7月11日	二階堂へ予行、柳一か・ススキ五、対面、酒候、色々物取被申候也
⑦	長享2年1月4日	御里へ鯛一懸・ノシ百本・柳一荷被遣候也、ほり川五十文給候也
⑧	長享2年3月5日	禁裏御案候、本所御申沙汰候也、予参候也、就御申沙汰、鯛一・柳一か被進之、無先規事候也
⑨	長享2年3月6日	伝奏勅修寺殿予七郷進之鯛一かけ・のし百本・柳二荷進上候、持参候也、栗一裏予進上候也、御悦喜
⑩	長享2年9月4日	中条内者杉宮松方へハム五・小ふな廿・柳一荷遣之
⑪	長享2年9月7日	飯尾四郎方へ鯉二・柳一荷遣之
⑫	長享3年1月4日	御里へ本所より鯛一カケにて十ハ、柳一か遣之
⑬	長享3年1月25日	宗鏡御方行、食籠一・栗粉餅上へフ・カラナツトウ・ヤマノイモ一 柳一荷、予・彦兵衛・中書同道、大酒候也、帰二甘露寺殿御方へ参候也、御酒候也
⑭	長享3年5月3日	本誓寺へ予カワラケノ物三・栗・雲州のり・唐納豆・チマキ一折・柳一荷持行候也、大酒候也、彦兵衛尉
⑮	長享3年5月4日	大塚七郎左衛門方へ鯛三・柳一荷遣之
⑯	長享3年6月23日	禁裏柳二か・サキ一・ノシ百本、親王様柳一か・コフ五ハ・ヒタイ五、長橋へ桶一、ハムノカワラケノ物・スモモ、中ナイシ殿、桶一・スモモ・カツラー
⑰	長享3年6月27日	長講堂御せウシ、三嶋コユミノ事、柳一か・ヒタイ十・コフ持候也、ホシイニテ酒ウリノシ、同子・予シヤウハン
⑱	長享3年7月8日	三條西殿大納言拝賀候也、本所御出候、柳一か・干鯛三・コフ被持候也
⑳	延徳1年10月3日	シケインへ本所柳一荷・栗一籠・コンニヤク十片被持候、色々酒御座候也
㉑	延徳1年12月7日	長講堂御承仕之経師、本所柳式荷・マンチウノ折一合・鯛一カケ・コフ持参候、御見参、御サカ月給候也、帰了
㉒	延徳1年12月7日	本誓寺へ自本所柳一か・マンチウ・コフ被遣候也
㉓	延徳3年1月6日	自本所高倉殿鳥一番・こふ五ハ・柳 ■ 今日被参候也
㉔	延徳3年3月30日	本所五辻殿御同道候て、竹田二高倉殿御座候間、御出候、柳一荷・鯛荒巻二被持候、予古茶十袋進之、飯候て酒候、則御帰候也
㉕	延徳3年5月19日	本所葉室殿御出候、柳一荷代三百文、肴干鯛十枚〈百卅五 ■ ・台廿五 ■ 〉、御供智阿ミ・千松・右衛門・彦右衛門・与三郎

②5	延徳4年1月10日	葉室一品へ鷹之ウツラ十一折也、蜜柑一折・柳一荷被遣候也
②6	延徳4年6月12日	宇野越前方へ柳一荷・鯛三遣之、使智阿ミ
②7	明応元年8月14日	親王様本所御訪ニ柳一荷・コンニヤク一折廿張・ミヤウカ子一折被進候也
②8	明応元年8月16日	飯尾筑前方へ宇治丸スシ（十五、代百）一折敷・コフ五ハ遣之、此礼ハ先日ハクチノ御奉書之礼候也、彦兵衛持行、柳一荷也、此酒二郎九郎か榎酒也
②9	明応元年11月22日	鏡蔵主所へ予使トテ彦兵衛遣之、柳一荷・栗一合・コフ五ハ也
③0	明応元年11月29日	今朝山井安芸守所ニ法楽ニ蘇合二具仕候由申、松木殿・本所、公家方各申之間、本柳一荷・鯛一懸被持候也
③1	明応元年12月22日	庭田殿御方頭中將御はいか、柳一か・のし百本・シクシ折遣之、明日候也

答品として定番になっていたのであれば、誰でも必要時に購入できる状況になれば困ることになるだろう。では、当該期において、「柳」の入手は思い通りにできていたのだろうか。この問いについて考えるにあたり、表の②8にあげた『山科家礼記』明応元年（一四九二）八月一六日条の記事をみてみたい。

飯尾筑前方へ宇治丸スシ十五、代百。一折敷・コフ五ハ遣レ之、此礼ハ先日ハクチノ御奉書之礼候也、彦兵衛持行、柳一荷也、此酒二郎九郎か榎酒也（傍線筆者）

右は、久守が室町幕府奉行人の飯尾種貞へ「柳」を贈っている記事である。久守が種貞へ「柳」を贈った理由は、山科東荘内での博打を禁じる内容の奉書を幕府に発給してもらうにあたり、飯尾種貞が尽力してくれたことに対し、

そのお礼の意味を込めたものである。

ここで着目したいのは、傍線部の「此酒二郎九郎か榎酒也」という文言である。つまり、飯尾種貞へ贈った「柳」は、購入して手に入れたものではなく、久守被官の上田が所有していた「柳」だったというのである。おそらくは、久守が贈答用として「柳」を入手できなかったため、自らの被官らに問い合わせたところ、上田が「柳」を持っていたので借用したものと看取できる。さらに「柳」の搜索に対して、とりわけ問題なく上田が対応していることは、久守が「柳」の用意に自らの被官を頼ることがたびたびあったと想定される。いずれにしろ、この文言からみえてくるのは、「柳」を必要とする時に入手できないこともあったということである。

他方、山科家が贈答や手土産の一部について、「柳」の代替として「大津」を使用することに決定した理由は何だったのだろうか。この問いについては、「大津」の値段を考えた。再び「表1」を用い、「大津」値段の欄をみていくこととする。この欄は、記事にみえる「大津」代から「大津」一樽分の値段を換算したものである。要は、「大津一荷」として値段が書かれている場合は、一樽分として半額を入力している。この欄から判明するのは、「大津」一樽分の値段が一四〇文―一六〇文の間で変動していたということである。

一方、「柳」の値段は、『山科家礼記』文明九年一月二日条に「飯賀州女中へ鯛一カケ、タコ二ハイ、柳一か三百文也。鱮二、鮑一尺」とあることから、一荷（二樽）で三〇〇文だったことがわかる。よって、「柳」の一樽分の値段は一五〇文ということになる。このことから導き出されるのは、「大津」一樽分の値段と「柳」一樽分の値段はさして変わらなかったということである。

ちなみに、にぎり酒一樽の値段については、『山科家礼記』明応元年十一月三〇日条に「自東庄一五十嵐ニコリ酒タル一上候、代百文、ヤマテニテ下行」とあることから、一

樽が百文だったことがわかる。すなわち、「大津」や「柳」は、にぎり酒の一・五倍の価格だったということになる。

ところで、山科家が贈答や手土産といった場で、「大津」を使用することにどのような利点があったのだろうか。これについては、「柳」を用いる際の当時の常識が関係したと考えられる。「表2」からは、「柳」を贈る場合に「一荷（二樽）」を単位として用いるのが通例だったことを窺い知れる¹³。つまり、「柳」を贈答や手土産に用いた場合の値段は、二樽分になるのである。

対して「表1」を確認すると、「大津」を「一荷」の単位で用いている事例が少ないことと、「大津」を手土産とする際には、ほとんどが樽一つのみであったことが確かめられる。と、するならば「大津」を用いる場合は一樽のみの購入で済むことになり、「一荷」単位での贈答・手土産が通例となっていた「柳」の半額になるのである。よって、山科家としては、「大津」を贈答・手土産用に用いたならば、交際費を削減させることにつながる利点があったといえる。

本章では、当該期の京都社会において贈答や手土産の定番となっていた「柳」と「大津」について、山科家による

二つの酒の使い分けの方法や、「大津」の購入を継続した理由について検討した。贈答や手土産において、「柳」のもつ価値感は、山科家が「大津」を使用するようになっても無くなっていなかった。そこで山科家はそれぞれの酒の使い分けを行うようになっていたことがわかった。

他方、値段の面で「柳」と「大津」は、ほぼ同額であった。しかし、贈答や手土産に用いる際に「柳」は一荷単位が通例となっていたことに対し、「大津」は一樽で用いることができるという違いがあったことがわかった。つまり、山科家にとって「大津」を使い続けることは、交際費の節約に繋がるメリットがあったのである。

おわりに

本稿は、室町・戦国期の京都において流行していた京都以外の地で造られた酒について、その酒がどのように京都へ流入していたのか、なぜそれらの酒が必要だったのかという点について検討を行った。特に、それら諸地域の酒が流入していたことを認められる、足利義政・義尚期の事例を検証すべく、山科家当主の言国による『言国卿記』と、

その家司らが記した『山科家礼記』を用いた。その際、従来の研究にてそれらの酒を商売していたとされる『請酒屋』の関与が認められるのかどうかについても注視した。

その結果、山科家は、近江国大津の酒屋が造った「大津」酒を、同家の根本莊園である山科東莊の者に大津まで買いに行かせつつ、京都まで運搬させていたという、従来の研究では全く取りあげられてこなかった仕組みの存在が明らかになった。しかも、驚くことに、山科家は同莊の地子を「大津」酒で納めさせることまでも行っていたのである。

つまり、公家が京都以外の地で造られた酒を入手するにあたり、莊園制の仕組みを使っていたのである。実は、他の莊園領主の許でも、莊園内の者に京都外の地で造られた酒を購入させて京都へ運搬させていた事例が確認できる。よって、山科家にみられたような莊園制の仕組みを使った酒の入手方法は、偶然に出来上がった仕組みものではなく、当該期においてありふれた仕組みだった可能性もある。これについては、引き続き研究を進めていく。

他方、当然ながらその仕組みのなかに「請酒屋」は、入ってきていない。そもそも、「請酒屋」がどのような職業だったのかということについては、また別の切り口から検討す

る必要があると考えられる。

そして、本稿では山科家が「大津」と「柳」を、贈答や手土産として使う場合において、どのように使い分けていたのか、さらに「大津」を使う利点について検討した。検討の結果、山科家が「大津」を使う機会となったのは、「柳」を使うべき特定の相手に対する贈答のほか、手厚いお礼を示したい場合や、嘆願したい場合以外であった。ただし、その「柳」は、いつでも購入できるものではなかった可能性が高まった。

また、「大津」と「柳」の値段については、両者ともほとんど同額であった。だからこそ、「大津」を「柳」のように贈答・差し入れに使用することができたのだろう。一方で「大津」は、「二荷」で贈答するのが通例である「柳」と異なり、一樽を贈答や手土産としている事例が多かったことを確認した。つまり、山科家は「大津」を使用することにより、贈答・差し入れ代を含む交際費を節約する事が出来ていたと考えられる。

最後に、本稿で明らかになったような山科家の酒の入手方法がいつまで継続していたのか、今のところ不明である。今後の課題としたい。

註

- (1) 小野晃嗣「中世酒造業の発達」(『日本産業発達史の研究』法政大学出版局、一九四一年、初出一九三六年)。
- (2) 小野晃嗣「中世酒造業の発達」(既出)。
- (3) 早島大祐「戦国時代の土倉酒屋役と室町幕府」(『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年、初出二〇〇一年)。
- (4) 『蜷川家文書』四一四号、「幕府政所條々事書」。
- (5) 応仁・文明の乱中に山科家は、近江国坂本へ避難し、京都と坂本を行き来する生活をしていた。このことに関しては、下坂守「坂本の「寺家御坊」と山科家」(『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年、初出一九九五年)に詳しい。
- (6) 『山科家礼記』には、豊原氏が他の日にも「山崎」の酒を持参している記事がある。例えば、長享二年(一四八八)二月二日条の「豊筑州太子丸被レ預候、山崎持来候也、酒候也」や、同年一月二日条の「筑州山崎今朝出来、餅・酒御返事遣候也」等である。
- (7) 菅原正子「山科家の家司大沢久守と山城国山科東荘」(同「中世の武家と公家の「家」」吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (8) 志賀節子「戦国初期京郊山科東庄における領主と村」(同「中世荘園制社会の地域構造」校倉書房、二〇一七年、初出二〇〇四年)。
- (9) 志賀節子「戦国初期京郊山科東庄における領主と村」(既出)。
- (10) 小野晃嗣「中世酒造業の発達」(既出)。

(11) 松永和浩「室町社会と酒―『看聞日記』を中心に―」(『首都京都と室町幕府』吉川弘文館、二〇二三年)。この論文には、それまでに公表されている酒関係の先行研究がまとめられている。

(12) 河内将芳「柳酒屋について」(『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九二年)。

(13) ただし、応仁・文明の乱中には「本所庵主御方へ御出、柳一桶・肴被^レ持、ムシムキ沙汰也」(『山科家礼記』応仁二年二月二日条)や、「今夕公家御方之御汁東坊城大藏卿殿御沙汰、中酒本所御沙汰柳一桶入也」(『同』応仁二年四月二二日条)などのように、「柳」一桶を手土産にした記事も確認できる。

(付記)

本稿は、科研費(若手研究・二四K一六一六七)の研究成果の一部である。